

山陰地方における「特別支援教育」施策の展開 「特別支援教育への転換」に対する市町村の意識

著者	國本 真吾, 澤田 淳太郎
雑誌名	鳥取短期大学研究紀要
号	48
ページ	27-38
発行年	2003-12-01
出版者	鳥取短期大学
ISSN	1346-3365
URL	http://doi.org/10.24793/00000249

山陰地方における「特別支援教育」施策の展開 —「特別支援教育への転換」に対する市町村の意識—

國本真吾・澤田淳太郎*

Shingo KUNIMOTO, Juntarou SAWADA : Development of "Special Support Education"

Policies in the San-in Region of Japan

—The Consciousness of Local Governments towards "Change to Special Support Education"—

国の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の提言を受けて、地方自治体における「特別支援教育」へのシステム転換が期待されている。今回、山陰地方の市町村に実施した調査から明らかになったことは、市町村は「特別支援教育」の基本的方向への一定の理解を示しつつも、急速な国の動きに対して十分に追従することが困難な実態であった。中央レベルとは異なる地方独自の事情を鑑みれば、特別支援教育へのシステム転換には自治体の基盤確立と自治体を育成する一定の期間の確保が求められる。都道府県単位から市町村へという、段階的な特別支援教育へのシステム転換の実施が期待される。

キーワード：特別支援教育 特別なニーズ教育 特殊教育 地方分権 市町村 システム転換

1. 目 的

文部科学省の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（座長：小林登氏）は、2003年3月28日に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下、「最終報告」）を答申した¹⁾。この中では、文部科学省が推し進めている「特殊教育」から「特別支援教育」への転換に向けた、様々な施策提言がなされており、正に障害児教育のパラダイム転換という内容になっている。また、最終報告の冒頭では、「ノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化及び多様化」とともに、「教育の地方分権」などの変化を挙げ、「一人一人のニーズを把

握して必要な教育的支援を行う」ための新たな「チャレンジ」を宣言している。

最終報告に至る過程において、いわゆる「地方分権一括法」（2000年）の施行により、就学手続きに関する事務手続きが機関委任事務から自治事務へと変更された。文部科学省は、まず2001年1月15日に発表した「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」の中で、就学手続きに関する障害の程度を規定した、学校教育法施行令第22条の3の改正を求めた。その後、2002年4月には学校教育法施行令を改正（同年9月1日施行）し、2003年度入学の就学生より新制度に基づく就学事務が、各地方自治体により進められている。このような「特殊教育」に関する事務が、国から地方に権限委譲されるだけでなく、各自治体においても、「特別支援教育」へ向けた独自の試みを展開しているところも少なくない²⁾。

その様な状況下において、「特別なニーズ教育と

*鳥取大学大学院教育学研究科（障害児教育専攻）院生

インテグレーション学会」(通称：SNE学会)の第9回研究大会を鳥取県米子市・大山町(2003年10月11日～12日)で開催するにあたり、現地大会準備委員会は山陰地方(鳥取県・島根県、以下「山陰地方」とした場合は両県のことを指す)の市町村に対して、「特別支援教育」に対する意識把握を目的とした調査を実施した。本稿は、その調査報告である。

2. 方法

巻末に掲げた調査用紙「今後の『特別支援教育』施策に関する調査」を、山陰地方(鳥取県・島根県)の95市町村教育委員会(鳥取県39, 島根県56)に対して郵送し、回答を求めた(調査期間は2003年6～7月)³⁾。未回収分については、再度調査用紙を郵送し、回答を依頼した(2003年8月)。

3. 結果

調査用紙を回収した自治体は、63市町村(回収率66%, 11市46町6村)である⁴⁾。県別では、鳥取県が23市町村(4市16町3村, 59%), 島根県が40市町村(7市30町3村, 71%)となった。回答の一覧については、表の通りである。

(1) 行政担当部局及び回答者の実態

設問Aでは、調査に回答する教育委員会事務局内の状況について質問した。「特殊教育, 障害児教育, 特別支援教育」を「独立して担当する組織を有する」ところは、わずか1市(2%)のみであった。「他の事項と併せて扱う『組織』」の中でも、担当者を置くものは34市町村(6市26町2村, 53%), 担当者を置かないものは27市町村(4市19町4村, 43%)と大別されている(問1)。

回答者は、教育委員会の中で「特殊教育」等を担当する者であった(問2)。担当者が回答したのは、37市町村(7市27町3村, 58%)であった。しかし、回答者のうち46市町村(3市38町5村, 69%)

が教職経験もなく教員免許状も保持していないというように、市町村レベルでは一般職員が教育行政を担う傾向が認められた(問3)。特に、障害児教育の経験がある回答者のほとんどは、市に集中していた。

(2) 「最終報告」に対する理解度及び意向

「最終報告」の認知度に関しては、図1のようになった(問5)。38市町村(8市27町3村, 60%)が「最終報告」の内容について、「一応は承知している」と回答した。「最終報告」の内容を独自に検討し、深く理解しているのは1市2町(5%)であった。

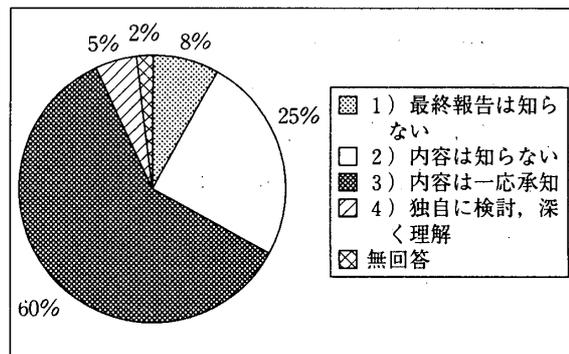


図1 「最終報告」の認知度

「最終報告」で提案のあった、「特別支援学校(仮称)」(問6)・「特別支援教室(仮称)」(問7)に対する意見については、図2のようになった。

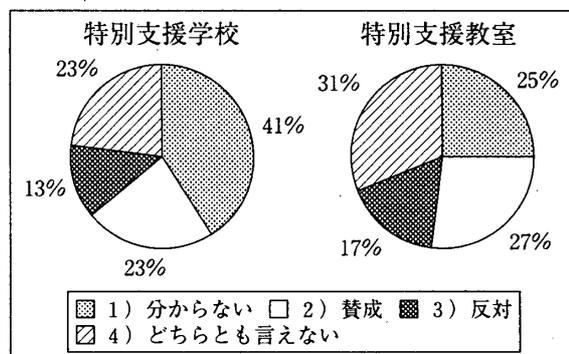


図2 特別支援学校・特別支援教室について

盲・聾・養護学校の多くは県立校であるため、「特別支援学校」への移行については、市町村レベ

ルでは「分からない」とするのが多く、26市町村（2市22町2村，41%）であった。「特別支援教室」については、「最終報告」でも明確に記述されていないこともあって、「どちらとも言えない」が3市16町（31%）と最も多かった。

「特別支援学校」を賛成とする意見では、「複雑多様化している障害者や地域のセンター的役割を考えると特別支援学校が望ましい」（No48）など、センター的役割を期待するものが多い。しかし、反対の意見としては「障害の特殊性・専門性を含めて対応が可能なのか」（No51）という、総合化による専門性の低下を危惧するものもある。

「特別支援教室」については、「特殊学級に対して、保護者の理解が得にくい場合がある」（No2）、「障害の程度によって違う扱いとなり、特殊学級を廃止しても担当教員の確保があれば、賛成である」（No48）など両手を上げてではないが、一応賛成とする意見が多い。反対の意見では、「指導教員の削減など財政的な面に重点が置かれている」（No47）、「教員減と設置者（市町村）への負担増を国が企んでいるという一面を感じる」（No9）などの意見が見られた。

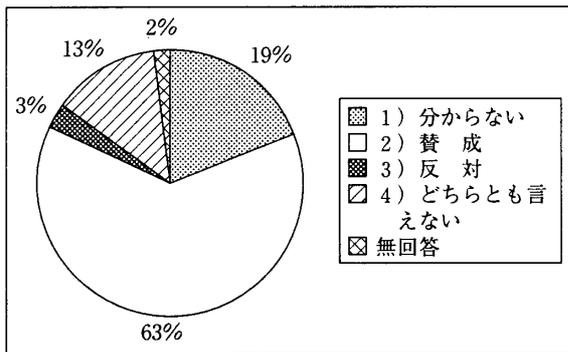


図3 特別支援教育の基本的方向について

「最終報告」で打ち出された、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換の「基本的方向」については、図3のように、40市町村（9市28町3村，63%）が賛成と回答した（問8）。その理由としては、「LD、AD/HD児等への対応が必要」との意見が目立った。

(3) LD等への対応について

「特別支援教育」の目玉とも称される、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症など（以下、LD等）の軽度の発達上の困難さを持つ子どもに対する施策の実施については、図4のようになった。

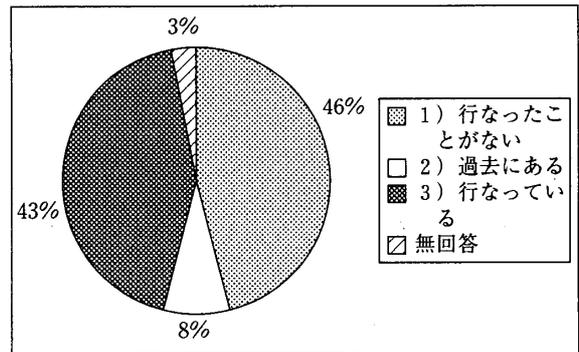


図4 LD等の実態把握の実施

LD等の実態把握（人数調査など）の実施については、実施している自治体と実施をしていない自治体に大きく分かれた（問9）。県別に比較すると、鳥取県では「行なっている」（52.2%）が、島根県では「行なったことがない」（52.5%）でそれぞれ過半数を占めており、その差が見られた。

LD等の軽度の発達上の困難を持つ子どもに対する支援については、図5のように「独自に行なっている」自治体が、3市10町（21%）であった（問10）。

「支援職員」（No2）、「介助員」（No6など）、「指導補充員」（No14）、「特別支援教育指導員・通級指導教室指導員」（No24）など、各自治体で名称も様々である。

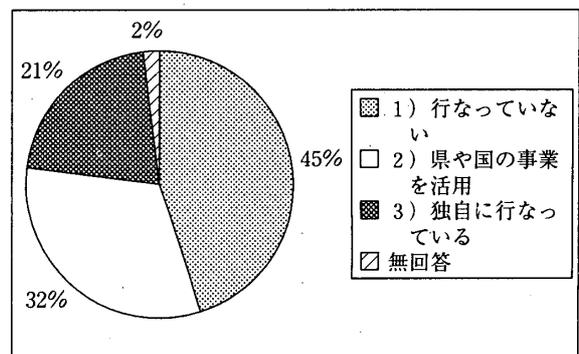


図5 軽度児に対する支援の実施

問10のLD等の軽度児に対する支援とも関わる少人数学級編制や、多人数学級への補助教員の配置については、図6のように「独自に行なっている」のが5市町村(1市3町1村、8%)であった(問11)。例えば、小学校1～3年生を対象に(週3日半日程度)「スクールヘルパー」を配置しているもの(No60)、類似して「スクールサポーター」(No40)の名称で実施しているものなどがあつた。

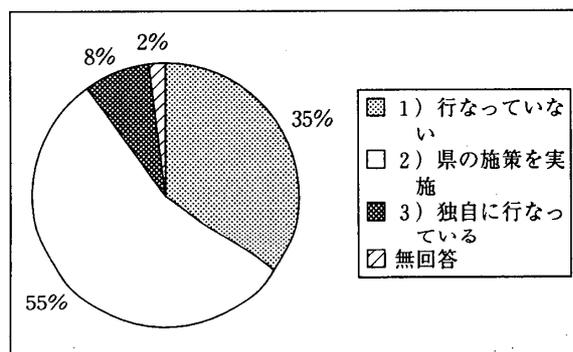


図6 少人数学級編制・補助教員配置の実施

図5・6のように、多くの市町村が国や県の施策を頼りにして実施する一方で、自治体独自に施策を実施している市町村も確認することが出来た。

(4) 新しい就学指導体制について

先に述べたように、2002年4月の学校教育法施行令の改正に伴う新就学指導体制が、2003年度入学の就学生より適用されている。市町村教育委員会は、障害児の就学に関して「専門的知識を有する者の意見を聞くものとする」(施行令第18条の2)とされ、これを2000年の地方分権一括法施行により失効した「就学指導委員会」の、新たな根拠として位置づけた。

この「専門的知識を有する者の意見」聴取に関わる対応を、「就学指導委員会」の設置の面から見ると、図7のようになった(問12)。

39市町村(10市26町3村、62%)が、単独で就学指導委員会を設置していることが分かった。しかし、県別で比較すると、鳥取県では「共同設置」及び「事務委託」の割合が82.6%、島根県では「単独

設置」の割合が87.5%と、大きな差が見られた。また、他の市町村と共同で委員会を設置しているが、専門家の意見聴取を独自に行なっている町もあつた(No10)。

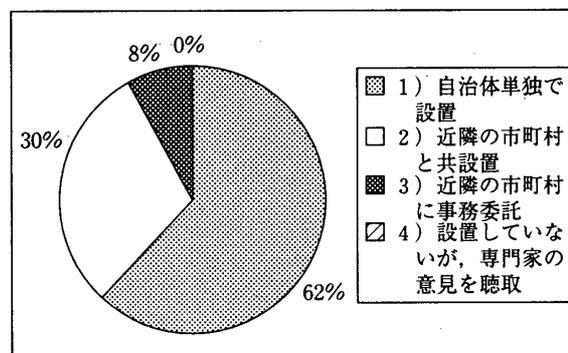


図7 就学指導委員会の設置について

施行令改正に伴い、文部科学省は2002年5月21日付けで「障害のある児童生徒の就学について」(平成14年文科初第291号通知)を発した。この中では、就学指導に際して保護者への情報提供や意見表明の機会を設けることが大切としている。そこで、2003年度入学の就学者の指導にあたり、保護者の意見表明の機会を設定したかについては、図8のようになった(問13)。

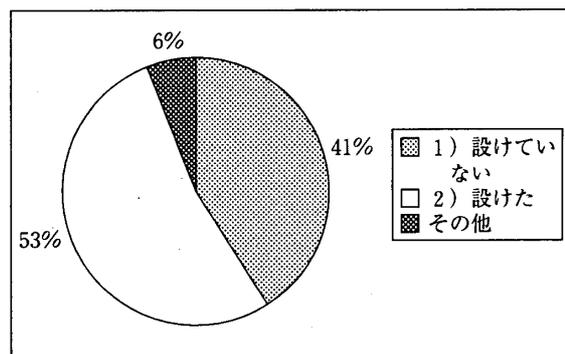


図8 保護者の意見表明の機会

半数余りの33市町村(7市22町4村、53%)が、保護者の意見表明の機会を設けたと回答している。具体的には、「担当者や就学指導の専門委員との接触の中で意見を聞いた」(No51)、「審査申請の様式に保護者の意見書を必ず添付」した上で「必要があれば出向いて要望の聴取や指導を行っている」

(No1) という内容であった。

施行令改正により、施行令第22条の3に規定される障害の程度にかかわらず、盲・聾・養護学校での教育対象児であっても、市町村教育委員会が「小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める」(施行令第5条)ことが規定された。いわゆる「認定就学者」のことであるが、実際にこれを認めたかについては、図9のようになった(問14)。

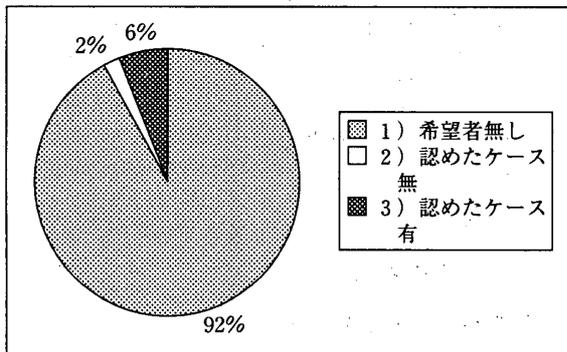


図9 認定就学者 (H15年度就学者) について

58市町村 (6市46町6村, 92%) では、「認定を希望する者がいなかった」と回答した。希望により、認定を認めたケースがあるのは3市1町 (6%), 希望はあったが認めなかったのが1市 (2%) であった。

特別支援教育への転換に伴い、子どものニーズを的確に把握し「個別の教育支援計画」を策定する役割が、市町村教育委員会 (就学指導委員会を発展させた組織など) や小・中学校 (校内就学指導委員会を発展させた分掌など) に期待されている。この「個別の教育支援計画」の対応については、図10のようになった (問15)。

対応は「難しい」という回答をしたのは、58市町村 (9市43町6村, 92%) であった。対応が可能とするところでは、「個別支援教育プログラム委員会を設ける予定」(No25) しているものがあつた。

2003年に入り、埼玉県でいう「二重在籍」、東京都での「副籍」といった、盲・聾・養護学校に在籍する子どもに対し、居住地校 (小・中学校) 籍をつ

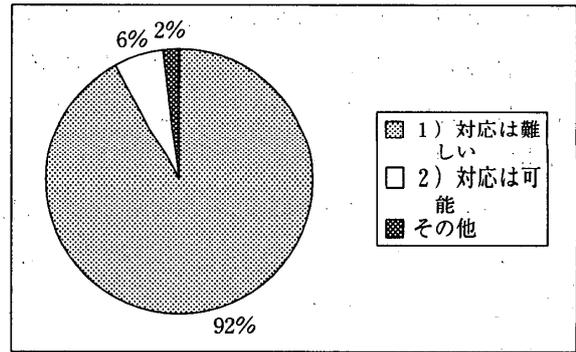


図10 「個別の教育支援計画」への対応

けようという動きが話題となった⁵⁾。これについて、山陰地方の自治体はどのように捉えているかというのが、図11である (問16)。

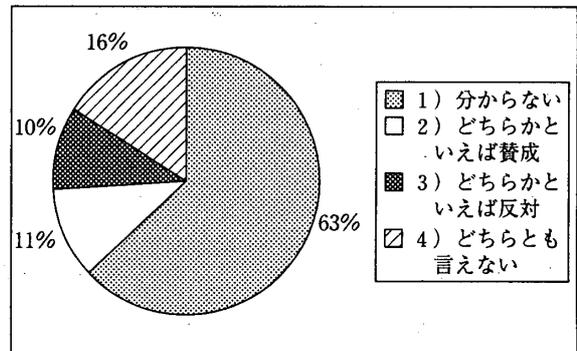


図11 「二重在籍」「副籍」について

埼玉や東京といった都市部での動きについては、「分からない」とするのが40市町村 (5市31町4村, 63%), 「どちらとも言えない」とするのが10市町村 (2市7町1村, 16%) で、あわせると約8割を占めた。反対意見は、「実態がなく把握できず現場が混乱する」(No48), どちらとも言えない意見として「国や県の施策が確立されないと、受け入れる各学校に色々な問題が派生する」(No1) などがあつた。

(5) 今後の「特別支援教育」施策の進め方

「最終報告」に至る過程でも、かなり国の進行具合は早いものであつたが、今後国は学校教育法の改正を2004年の通常国会にも上程し、2005年度からの実施を検討している。このような中央レベルの進行ペースについて、地方の自治体がどのように捉えて

いるかについてが、図12である（問17）。

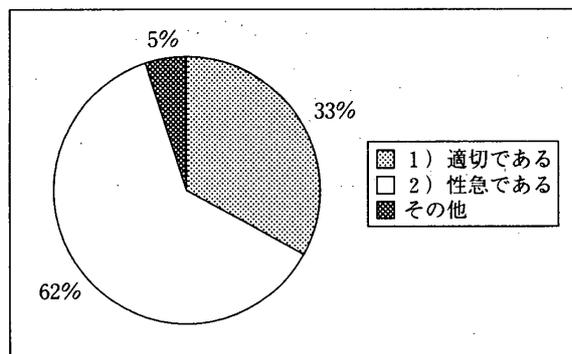


図12 国の進行ペースについて

国の進行ペースを「適切」としたのが21市町村（6市14町1村，33%）、「性急」としたのがその約2倍にあたる39市町村（5市30町4村，62%）であった。

(6) 自由記述から見る国・県への要望

地方分権・地方自治の流れの中，基礎自治体としての市町村の役割が大きくなっている。「特別支援教育」施策においても，市町村の役割は重要とされるが，国や県に対する要望等を自由記述として回答を求めた（問18）。

市町村の意見として共通することは，財政面の問題である。例えば，「市町村規模で10万人以下の自治体では，最終報告の内容を単独で施行できない」

（No48）という意見がある。また，「学校や各市町村の自治体は，諸条件をクリアするためには，可成りのリスクを負っている」（No1），「人的（ソフト）にもハード的にも支援（使いやすい財政的補助）及び指導者の養成が必要」（No6），「『認定就学者』の認定は受け入れ体制をつくる力（ソフト，ハード両面）がその市町村にあるかどうかにかかってくる。従って財力等の国等の補助がなければ実施不可能になる」（No13）など，国や県の支援策を望む声は多い。そして，これらに関連して大きな課題なのは市町村合併問題であり，合併渦中にあるため「長期的な考えはできない状況にある」（No51）というのが，市町村を取り巻く事情としても挙げられる。

市町村の財政事情とは別に，図12（問17の回答）

に関連した「LD,ADHD児等の十分な認識も定着しない現状で，特別支援教育への方向転換は性急すぎる」（No30）という意見や，特別支援教育に関する「最終報告」での提案が「絵にかいた餅になりかねない」（No13）という危惧も見られる。

国や県に対する厳しい意見が多い中でも，特別支援教育を充実させるための独自の提案があった。

「免許のない障害児学級担任，盲・聾・養護学校教員は，免許取得（年限を設けて）するか，8%の手当ではカットする。カットしたお金で障害児教育を充実させればよいと考える」（No9）という，財政事情を打破する方策の提言である。そして，教育委員会事務局内に「個別支援教育室（仮称）を設ける構想」（No25）をもつところも確認され，地方独自の戦略も垣間見ることができる。

4. 要約並びに展望

今回の調査で明らかになったことを踏まえ，山陰地方における「特別支援教育」施策の展開について展望する。

(1) 国の動向に対する地方の意識

山陰地方において，国が目指す「特別支援教育」へのシステム転換の基本方向は，図3を見ても好意的であることがうかがえる。しかし，図1のように，依然として「最終報告」の存在自体を知らない自治体があること，図2のように市町村に直接関係する施策については意見を述べる自治体が多いこと，図12のように進行ペースは性急であると見る自治体が多いのは，地方の現状を浮き彫りにしていると言えよう。

図1に示されるように，「最終報告」を独自に深く検討した自治体が少ないことから，「最終報告」の持つ問題性を，地方レベルで認識することは容易ではない。教職経験もなく教員免許状も保持しない一般行政職員が，特別支援教育行政の担当として多い以上，市町村での施策展開を期待するために，国

は市町村に対する具体的な支援や配慮を検討すべきであろう。

(2) 地方が抱える複雑な事情

山陰地方において、現時点で大きな課題は「市町村合併」の問題である。例えば、鳥取県は現在の39市町村が約半分に、島根県は59市町村が約3分の1の市町村数になるものと予測される⁹⁾。早いところでは、2004年度中に合併を予定しており、市町村行政における「特別支援教育」システムへの転換は、出来れば合併後に実施したいというのが本音であろう。

「特別支援教育」へのシステム転換は、国や都道府県段階では比較的スムーズに進むと思われる。しかし、小・中学校においても「特別支援教育コーディネーター」を配置して行くとするならば、通常学校そして通常学級の変革が前提であり、義務教育を担当する市町村教育行政の在り方が大きく問われてくる。その市町村は、現状としては市町村合併で手一杯の状況であり、国・都道府県に比べて市町村でのシステム転換には、しばらく時間を要すると思われる。

(3) 苦しいながらも独自施策の試み

上記のように、各自治体とも苦しい事情を抱えている中、自治体独自で施策を実施しているところが、今回の調査でいくつか確認された。図5の軽度児に対する支援については、自治体独自の予算の中でその費用を工面できている部分が多い。ただし、今回の調査結果を見ると市ないし町規模でしか実現しておらず、配置されている人数も多いようではない。図6の少人数学級編制・補助教員の配置では、県の施策を活用しているためか、独自に施策を実施しているところは少ない。その中でも、No60は村独自で「スクールヘルパー」を配置しており、注目に値する。

これらの結果から言えることは、必ずしも「自治体の規模＝財政力の大小」とはならないことである。

確かに国や県からの一定の財政保障は必要であるが、各自治体によっても事情は異なるゆえ、その事情に応じた独自の施策を検討出来る力が求められる。現に、小さな町村であっても、「特別支援教育」に対して積極的に取り組みを実施しているところも確認された。要は基礎自治体としての市町村が、その自治力を高めることである。

(4) 展望

以上の点を踏まえ、今回の調査結果をもとにして、今後市町村での「特別支援教育への転換」をすすめるには、どうしたらよいであろうか。結論から言えば、一定の時間的余裕を見る中で、段階的にそのシステム転換を図ることが望ましい。例えば、「最終報告」の第3章にあたる盲・聾・養護学校の在り方に関わる事項をシステム転換の第1段階とし、第4章の小・中学校の在り方に関わる事項を第2段階として進めて行く方法である。図5・6のように、独自の施策展開を行なう市町村に比べ、国や県の施策を活用する市町村が多いのは、財政面の問題も関係している。よって、市町村合併が一段落して基礎自治体としての基盤が確立し、なおかつ自治力の発揮が期待できる状況でなければ、現在のようなトップダウン型のシステム転換は根付かないだろう。「最終報告」の様々な提案についての国民的合意形成が進むまでの間、自治体特に市町村の育成のための時間を確保すべきである。また、これまで盲・聾・養護学校免許状保有率問題に代表されるように、学校教員の専門性の向上が議論の俎上にあがりがちだった。「小さな町村では、事務を担当している職員が、専門的な知識もないのに就学指導等についてもしなければなりません。学校教育の担当は（自分—引用者注）ひとりですので、研修等にどんどん行って勉強することもできません」(No59)という記述にも表れているように、実際に事務を掌る市町村教育行政担当者の育成についても、国・県の責任で実施することを望みたい。

謝辞：調査にご協力いただきました山陰地方両県の市町村教育委員会担当者の方々に、記して感謝申し上げます。

追記：本稿は、特別なニーズ教育とインテグレーション学会（現：日本特別ニーズ教育学会）プロジェクト研究補助金（平成15年度，単年度）による研究成果の一部である。調査を実施した研究プロジェクトのメンバーは、執筆者である國本・澤田のほかに、渡部昭男（鳥取大学教育地域科学部教授），伊奈真弓（鳥取県立白兔養護学校教諭），大西章文（鳥取県立鳥取盲学校教諭），森田桂介（鳥取県立白兔養護学校講師），中嶋妙子（鳥取県立米子養護学校講師），山崎知代子（鳥取県立皆生養護学校講師），垣田堅一（鳥取大学大学院教育学研究科院生），山本理恵（同）である。調査結果の集計については澤田と國本，結果の検討についてはプロジェクトメンバーとの討議の上，國本の責任でまとめた。

〈注〉

- 1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」2003年3月28日（文部科学省HP，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sho-tou/018/toushin/030301.htm）または文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編『特別支援教育』No10，東洋館出版社，2003年。
- 2) 日本特殊教育学会特殊教育システム検討委員会自治体研究班編『「特別支援教育」への転換—自

治体の模索と試み』クリエイツかもがわ，2003年。

- 3) 山陰地方の市町村自治体数は98自治体であるが，離島地区に関しては複数の自治体で一つの教育委員会を組織しているところもあり，調査依頼数としては95となった。なお，組合に関しては今回対象外とした。
- 4) 上記3)に関連し，離島地区の複数自治体による教育委員会については，1町としてカウントした。
- 5) 埼玉県の「二重在籍」は，その後「支援籍（仮称）」として正式に提案された。埼玉県及び東京都の動向については，次のものを参照のこと。埼玉県特別支援教育振興協議会検討結果報告「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるかについて」2003年11月20日（埼玉県教育局HP，<http://www.pref.saitama.jp/A20/BN00/hp/toksaishu/hokokuindex.htm>），東京都心身障害教育改善検討委員会「これからの東京都の心身障害教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして～（中間まとめ）」2003年5月29日（東京都教育庁HP，<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/gakumu/sinsyoken/tyukan.htm>）。
- 6) 鳥取県の市町村合併の動向については，鳥取県HP（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/shichousonshinkou/simu/>），島根県については島根県HP（<http://www.pref.shimane.jp/section/gappei/>）を参照のこと。

今後の「特別支援教育」施策に関する調査

お願い：調査用紙への回答・記入につきましては、貴教育委員会で「特殊教育、障害児教育、特別支援教育」を担当されている方にお願いでできればと思います。なお、回答に際しては該当する項目に○をしたり、必要事項を記入して下さい(矢印の項目を含む)。

設問1 A：回答者の属性

*御回答をいただく貴方様の教育委員会および課・室・係等の名称を御記入下さい。なお、結果の公表に際しては、数量的に統計処理したり、市町村名は伏せて番号表記を行います。

住所：〒
 教育委員会名：
 課・室・係等名：

問1：上記に御記入いただきました課・室・係等は「特殊教育、障害児教育、特別支援教育」を独立して担当する組織でしょうか。

- 1) 「独立して担当する組織」である。
 → 担当組織の現在の合計人数 (人)
- 2) 他の事項と併せて扱う「組織」であるが、担当者を置いている。
 → 組織の現在の合計人数 (人) と、担当者の現在の合計人数 (人)
- 3) 他の事項と併せて扱う「組織」であり、特に担当者も置いていない。
 → 担当者を置く予定がありますか (ある ・ ない)

問2：御回答をいただく貴方様は、「特殊教育、障害児教育、特別支援教育」の御担当者でしょうか。

- 1) 担当者である。
 → 担当者になられてからの年月を御記入下さい。6月末日現在で (年 月 日)
- 2) 特に担当者というわけではない。

問3：御回答をいただく貴方様は、これまでに教職経験をお持ちでしょうか。

- 1) 「特殊教育、障害児教育、特別支援教育」に関係した教職経験を持っている。
 → どのような経験ですか？ a) 盲・聾・養護学校
 b) 障害児学級
 c) その他 ()
- 2) 他の一般の教職経験を持っている。
- 3) 教員免許状は持っているが、教職経験は持っていない。
- 4) 教員免許状も教職経験も持っていない。

設問1 B：学校基本調査 (平成15年5月1日現在) にかかわる事項など

問4：学校基本調査(平成15年5月1日現在)に関連してお答え下さい。

- A：今年度の貴教育委員会管轄の公立小・中学校数(分校を含む)と在籍者数統計。
 公立小学校数(計) 校、うち分校 校 (在籍者数総計 人)
 公立中学校数(計) 校、うち分校 校 (在籍者数総計 人)

B：今年度の公立小・中学校(分校を含む)における「特殊学級」(学校教育法第75条に基づき障害児学級、いわゆる固定式)の障害種別の設置校数、学級数及び在籍者数合計。

障害種別	公立小学校	公立中学校	計	人
知的障害	校	校		
肢体不自由	校	校		
病弱・身体虚弱	校	校		
視覚	校	校		
聴覚	校	校		
難言語障害	校	校		
情緒障害	校	校		
在籍者数合計	計	人	計	人

C：今年度の公立小・中学校(分校を含む)における「通級指導教室」(平成5年度から制度化された「通級による指導」のための教室、固定式の「特殊学級」のことではありません)の開設状況。

公立小学校

通級指導教室の開設校数()	校、計	(教室)
障害の種類		

公立中学校

通級指導教室の開設校数()	校、計	(教室)
障害の種類		

D：貴市町村に学齢簿のある学齢児童・生徒で、今年度(平成15年5月1日現在)、盲・聾・養護学校(国公立)に就学している児童・生徒数を把握していますか。

- 1) 現状では把握できていない。
- 2) 部分的には把握しているが、全体を把握できていない。
- 3) 把握できている。→ 以下に人数を御記入下さい

学校区分	学齢児童	学齢生徒
知的障害養護学校	人	人
肢体不自由養護学校	人	人
病弱養護学校	人	人
盲学校	人	人
聾学校	人	人

【質問】 C：「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成 15 年 3 月 28 日）について（添付資料①）

「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」（座長：小林登氏）は、平成 14 年 10 月に「中間まとめ」を、続いて平成 15 年 3 月に「最終報告」をとりとまとめています。

問 5：貴教育委員会は、「最終報告」に関してどの程度御存知でしょうか（回答者のレベル・判断で結構です）。

- 1) 「最終報告」が出されたことも知らなかった。
- 2) 「最終報告」が出されたことは知っていたが、内容については知らない。
- 3) 「最終報告」の内容について、一応は承知している。
- 4) 「最終報告」の内容について、独自に検討を行う等して、深く理解している。

問 6：「最終報告」では、従来の盲・聾・養護学校を廃止して、「障害種にとらわれない学校」「地域の特別支援教育センター的役割を担う学校」として「特別支援学校（仮称）」に改めることを提案しています。複数の障害部門を置く総合養護学校は既に設置されていますが、「特別支援学校」とすることで盲学校（視覚障害）、聾学校（聴覚障害）関係も含めて総合化が可能となるという意見がある一方で、盲学校・聾学校（の名称）を残して欲しいという卒業生や障害者団体等からの要請もあります。この「特別支援学校」への移行について、どのようにお考えでしょうか。

- 1) 分からない。
- 2) どちらかと言えば賛成である。
- 3) どちらかと言えば反対である。
- 4) どちらとも言えない。

2)3)4)を選択の場合はその理由など自由記述（以下同じ）

問 7：「最終報告」では、従来の「特殊学級」（学校教育法第 75 条の規定に基づく障害児学級）を廃止して「通級指導教室」と一体化し、「通常学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導」を行う場として通級型の「特別支援教室（仮称）」に改めることを提案しています。その背景には近年「一人学級」があまりにも増えているという国側の認識がありますが、一方で過疎県などにおいては「在籍一人」であっても「特殊学級」は必要であるとの意見もあります。また、通常学級に在籍させる「学籍一元化」に関しては賛成であるが、通級型の「特別支援教室」とは別に二重在籍などを工夫して「特殊学級」（例えば「特別支援学級（仮称）」として）も維持してほしいとの声もあります。この「特別支援教室」への移行について、どのようにお考えでしょうか。

- 1) 分からない。
- 2) どちらかと言えば賛成である。
- 3) どちらかと言えば反対である。
- 4) どちらとも言えない。

自由記述

問 8：「最終報告」では、「基本的方向」として「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」としています。その際、「特別支援教育」とは「従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」と説明されています。この「基本的方向」について、どのようにお考えでしょうか。

- 1) 分からない。
- 2) どちらかと言えば賛成である。
- 3) どちらかと言えば反対である。
- 4) どちらとも言えない。

自由記述

【質問】 D：LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）児等への対応について

「最終報告」別添の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」結果では、**通常の学級に6.3%の学習面や行動面で著しい困難を持っている児童生徒が在籍すること**が明らかになりました。

問 9：貴教育委員会で、管轄する公立小・中学校等に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の**実態把握**（人権調査など）を行っていますか。

- 1) 実態把握を行ったことがない。
→ 実態把握を行う予定がありますか（ある・ない）
- 2) 過去に実態把握を行ったことがある。
→ 実態把握を行う予定がありますか（ある・ない）
- 3) 実態把握を行っている。

問 10：貴教育委員会で、LD、ADHD、高機能自閉症等といった、**軽度の発達上の困難を持つ子どもに対する支援**を行っていますか。

- 1) 支援は行っていません。
→ 独自の支援を行う予定がありますか（ある・ない）
- 2) 自治体独自のものはないが、県や国の事業を活用するなどして対応している。
→ 独自の支援を行う予定がありますか（ある・ない）
- 3) 自治体独自の支援事業を行っている。（学校生活支援員などの独自配置）

3)の場合、具体的に：

【お願い①】 他自治体の「学校生活支援員」に関する資料を添付しました。同様の取り組みを行っていただいたら、是非とも資料（実施要項、広報記事、新聞報道など）をご回封下さい。

問 11：貴教育委員会では、軽度の発達上の困難を持つ子どもに対する支援とも大いに関連する「40人学級編成」の弾力的運用として、**少人数学級編成や多人数学級への補助教員の配置**を行っていますか。

- 1) 特に行っていない。
- 2) 県が行う施策を実施している。
- 3) 県が行う施策を越えて、自治体独自の事業を行っている。

3)の場合、具体的に：

設問 F： 学校教育法施行令第22条の3の改正（平成14年9月1日施行）に伴う新しい就学指導体制について

問 12：平成14年4月の学校教育法施行令の改正（同年9月1日施行）に伴い、市町村教育委員会は障害児の就学に関して「**専門的知識を有する者の意見を聴くものとする**」（施行令第18条の2）とされました。貴教育委員会では、どのように対応していますか。

- 1) 自治体単独で「就学指導委員会」を設置している。
- 2) 近隣の市町村と共同で「就学指導委員会」を設置している。
- 3) 近隣の市町村の「就学指導委員会」に事務委託している。
- 4) 「就学指導委員会」は設置していないが、専門家の意見を聴取している。

4)の場合、具体的に：

【お願い②】 他自治体の「就学指導委員会」に関する資料を添付しました。同様の資料（規則、条例、就学指導冊子など）がありましたら是非ともご同封下さい。

問 13：「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年文科初第291号通知）によって、保護者への情報提供や保護者の意見表明の機会を設けることが大切であるとされました。貴教育委員会では、昨年9月以降に行われた平成15年度就学者の指導に際して、保護者の意見表明の機会を設けましたか。

- 1) 意見表明の機会を設けていない。
→ 設ける予定がありますか（ある ・ ない）
- 2) 意見表明の機会を設けた。

2)の場合、具体的に：

問 14：盲・聾・養護学校対象であっても市町村の教育委員会が「**小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者**」（「認定就学者」、施行令第5条）が新たに規定されました。貴教育委員会では、平成15年度就学者の指導に際して、「認定就学者」を認めましたか。

- 1) 認定を希望する者がいなかった。
- 2) 認定を希望する者はいたが、認めたケースはなかった。
- 3) 認定を希望する者があり、認めたケースもある。

2)3)の場合、具体的に：

問 15：「特別支援教育」への転換に伴って、**子どものニーズを的確に把握し「個別的教育支援計画」を策定する役割が市町村の教育委員会（就学指導委員会を発展させた組織等）や各小・中学校（校内就学指導委員会を発展させた分掌等）に期待されています**（平成17年度までにガイドラインの策定）。貴自治体では、対応が可能でしょうか。

- 1) 現状では対応が難しい。
- 2) 対応は可能である。

2)の場合、具体的な方策：

問 16：ノーマライゼーションの理念に立って、盲・聾・養護学校の就学者に対して埼玉県では「**二重在籍**」を、東京都では「**副籍**」を居住する市町村の居住地区（小・中学校）につけることが検討されています。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

- 1) 分らない。
- 2) どちらかと言えば賛成である。
- 3) どちらかと言えば反対である。
- 4) どちらとも言えない。

自由記述

設問 F： 今後の「特別支援教育」施策の進め方について

問 17：「**最終報告**」を踏まえて、国は**学校教育法の改正案**を早ければ平成16年の通常国会に上程し平成17年度から実施したい意向と言われます。この**進行ペース**について、どのようにお考えでしょうか。

- 1) どちらかと言えば適切である。
- 2) どちらかと言えば性急である。

問 18：市町村の学校現場では、学力向上施策（少人数指導など）や不登校対応施策などがバラバラに降ろされています。しかし、今後の「特別支援教育」施策は、他の諸施策と一体的に進めなければ成果が上がらないと思われれます。また、地方分権や地方自治の動向もあって、基礎自治体としての市町村の役割は益々大きくなっていきます。**国や県に対して何か要望**がありましたら、自由にお書き下さい。

自由記述

御多忙のところ、御協力いただきまして、まことに有り難うございました。

* 同封の返信用封筒を用いて、**7月18日（金）まで**に御返函下さい。

* 「**お願い①②**」に関連する資料がありましたら、是非ともご同封下さい。
（なお、郵送料が90円を超える場合は、「不足料金着払い」で御返送下さい。）